

京都市土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例

(令和2年6月1日施行)

- 埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を禁止しています。
- 3,000㎡以上の土地の埋立て等を行う場合は、事前に許可を受ける必要があります。
- 災害が発生するおそれがある3,000㎡以上の土地の埋立て等が行われている場所等を土砂等搬入禁止区域に指定することがあります。
- 災害が発生するおそれがある500㎡以上等の土地の埋立て等について、災害防止措置を求める勧告を行うことがあります。

京都市では、建設発生土等の土砂等による土地の不適正な埋立て等について、これまで宅地造成等規制法等の既存法令に基づき対処してきました。

しかしながら、大阪・関西万博関連の建設需要や多発する災害からの復旧需要の増大等に伴い土砂発生量の更なる増加が見込まれることから、不適正な土砂等の搬入の増加を警戒するとともに、土砂等の流出、崩壊その他の災害の発生を未然に防止する対策が必要であると考えています。

そこで、建設発生土等の土砂等による土地の不適正な埋立て等に対する抑止力を一層高め、生活環境の保全及び災害の防止を図るための措置を講じることを目的として、「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

この条例では、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を一律に禁止するとともに、一定規模以上の土地の埋立て等について、事前に許可を要するなどのルールを定めています。また、不適正な土地の埋立て等が継続されることにより、災害が発生するおそれがある場合に、土砂等の搬入を禁止する仕組みも導入しています。

条例で規制される土砂等とは

土砂 …いわゆる土、岩石、砂利などをいいます。

土砂等…土砂のほか、土砂に混入した物や付着した物は、土砂等として規制の対象になります。(廃棄物処理法上の廃棄物は除きます。)

条例で規制される土地の埋立て等とは

土地の埋立て(周辺地盤より低い土地に土砂等を投入する行為)、盛土(周辺地盤面より高く土砂等を盛る行為)、その他土地への土砂等の堆積等が対象となります。

1 埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止（一律規制）

○土地の埋立て等が禁止される土砂等とは

埋立基準を超えるもの

※ 埋立基準には，カドミウム，鉛，ひ素，水銀等，28項目があります。

基準値は，国が定める土壤環境基準と同じです。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	≦0.003mg/L	1.2-ジクロロエチレン	≦0.04mg/L
全シアン	不検出	1.1.1-トリクロロエタン	≦1mg/L
有機りん	不検出	1.1.2-トリクロロエタン	≦0.006mg/L
鉛	≦0.01mg/L	トリクロロエチレン	≦0.01mg/L
六価クロム	≦0.05mg/L	テトラクロロエチレン	≦0.01mg/L
ひ素	≦0.01mg/L	1.3-ジクロロプロペン	≦0.002mg/L
総水銀	≦0.0005mg/L	チウラム	≦0.006mg/L
アルキル水銀	不検出	シマジン	≦0.003mg/L
PCB	不検出	チオベンカルブ	≦0.02mg/L
ジクロロメタン	≦0.02mg/L	ベンゼン	≦0.01mg/L
四塩化炭素	≦0.002mg/L	セレン	≦0.01mg/L
クロロエチレン	≦0.002mg/L	ふっ素	≦0.8mg/L
1.2-ジクロロエタン	≦0.004mg/L	ほう素	≦1mg/L
1.1-ジクロロエチレン	≦0.1mg/L	1.4-ジオキササン	≦0.05mg/L

○対象区域は

京都市域全域が規制の対象です。

○違反した場合は

行為者やその行為を要求した者，依頼した者，唆した者，助けた者は，停止命令，土砂等の除去命令等を受けます。命令に従わない場合は，2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

○規制対象外となる場合は

- ① 土地の造成等で，その区域内において区域内の土砂等のみを用いて行うもの
- ② 廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場において行う土地の埋立て等
- ③ 土壤汚染対策法の許可を受けた者が設置する汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等

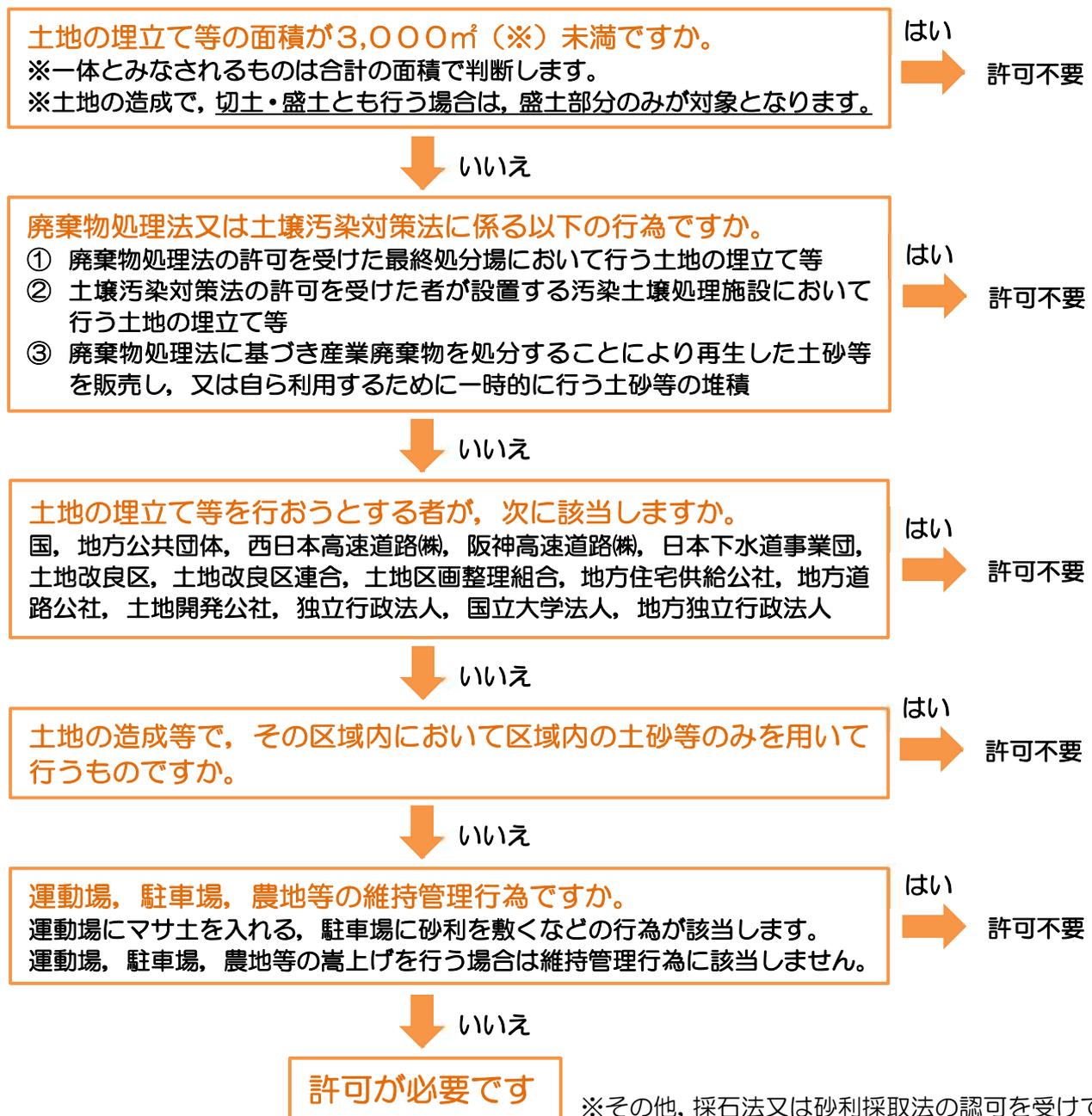
2 土地の埋立て等の許可（3,000㎡以上の土地の埋立て等）

○許可申請を行う者は

- ・ 土地の埋立て等を行おうとする者が、許可申請を行います。
（例）宅地造成を行う開発者、残土処分場を運営する者等
- ・ 請負工事により土地の埋立て等を行う場合は、発注者が土地の埋立て等を行う者に該当します。

○許可が必要な場合は

3,000㎡以上の埋立て等については、あらかじめ許可を受ける必要があります。次のフローで許可の要否を判断してください。



※その他、採石法又は砂利採取法の認可を受けて採取された土砂等を販売するために一時的に行う土砂等の堆積、非常災害の応急措置として行う土地の埋立て等についても対象外となります。

○許可申請の流れ

許可申請手続は、都市計画局都市景観部開発指導課（市役所分庁舎2階）にて受け付けます。また、許可手続に当たっては、事前協議制とします。



事前協議書や許可申請書には、次に掲げる事項の記載が必要です。

○氏名、住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）
○土地の埋立て等の目的
○埋立て等区域の位置、面積
○土地の埋立て等を行う期間
○土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、発生の場所
○土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
○土地の埋立て等の施工に関する計画
○埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
○施工管理者の氏名、連絡先
○周辺の住民への周知の方法

事前協議書や許可申請書には、次の書類の添付が必要です。

○※印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書及び法人の登記事項証明書）
○土地の登記事項証明書
○不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は第4項に規定する図面の写し
○土地を使用する権原を証する書類（土地の所有権を有しない場合）
○※土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
○※土砂等発生元証明書
○※土砂等の発生から処分までの処理工程図
○埋立て等区域の位置図、現況図、求積図、計画平面図、計画断面図、排水施設の計画平面図
○※土砂等発生場所に係る位置図、現況図、求積図
○※土砂等の予定数量計算書
○※土砂等発生場所における土壌調査試料採取地点の位置図、現場写真
○※土壌調査試料採取報告書
○※土壌分析結果証明書
（擁壁を設置する場合）
○擁壁の概要、構造図、展開図、構造計画、構造計算書
（他法令等の許認可等を要する場合）
○他法令等の許認可等を受けたことを証する書類
○申請者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約する書類

※ 土砂等の発生元の事業者、工事施工業者又は申請者等にて御用意いただきます。書類作成及び土壌調査等についての御不明な点は、巻末のお問い合わせ先まで御相談ください。

○許可申請の手数料

許可申請手数料は、次のとおりです。

新規許可	変更許可
59,000円	34,000円

○許可の基準

- ① 土地の埋立て等に用いる土砂等が埋立基準に適合していること。
 - ② 土地の埋立て等の施工計画が技術上の基準（土砂等の流出や擁壁の崩壊等の災害を防止するために満たすべき基準）に適合していること。
 - ③ 土地の埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のための基準（管理体制等）に適合していること。
- ※ 都市計画法による開発許可、宅地造成等規制法による造成許可等、一部法令の許可の対象となる土地の埋立て等については、②の技術上の基準に係る審査は免除とする。

○技術上の基準とは

技術上の基準の主な内容は以下のとおりです。

- ① 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じるのり面（擁壁を設置する場合は、擁壁部分を除く）の最下部と最上部の高低差）及びのり面の勾配は、次のとおりとすること。

土地の埋立て等の目的		埋立て等の高さ	のり面の勾配
一時的な堆積の場合		5メートル以下	1：2以上
一時的な堆積でない場合	安定計算等を行う場合	安定計算等により安全が確保される高さ	1：1.8以上かつ安定計算等により安全が確保される勾配
	その他の場合	10メートル以下	1：1.8以上

- ※ 安定計算等とは、盛土の安定計算や原地盤が軟弱地盤か否かの調査のことを指し、谷埋め盛土、腹付け盛土等を行う場合は、安定計算等を行う必要がある。



- ② 土地の埋立て等の高さが5メートル以上となる場合は、埋立て等の高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- ③ 一時的な堆積の場合、原地盤の勾配は、1：10以上であること。
- ④ 擁壁を設置する場合、その構造は宅地造成等規制法施行令第6条から第10条及び第14条の規定に適合させること。
- ⑤ のり面は、一時的な堆積の場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講じること。
- ⑥ 地表水等により崖崩れや土砂等の流出が生じるおそれがある場合は、宅地造成等規制法施行令第13条の規定に適合する排水施設を設置すること。

○周辺住民への周知

住民説明会やビラの配布等により周辺住民に計画内容を周知してください。
他法令等の許認可等に当たって周知済みの場合は、改めての周知は不要です。

○許可取得後に必要な主な手続等

許可取得後も、展開検査及び土壌調査の定期的な報告や届出の手続が必要となりますので御注意ください。

変更許可の申請	以下の事項を変更するとき、事前に変更許可が必要。 ○土地の埋立て等の目的 ○埋立て等区域の面積 ○土地の埋立て等を行う期間 ○土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、発生の場所 ○土地の埋立て等に用いる土砂等の数量 ○土地の埋立て等の施工に関する計画 ○埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画 ※埋立て等区域の位置の変更は、新規許可の対象。
変更の届出	以下の事項を変更したとき、30日以内に届出。 ○土地の埋立て等を行う期間（期間の短縮に限る） ○土地の埋立て等に用いる土砂等の数量（数量の減少に限る） ○土地の埋立て等の施工に関する計画（土地の埋立て等を行う期間の短縮、土砂等の数量の減少に伴うものに限る） ○氏名、住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地） ○施工管理者の氏名、連絡先 ○周辺の住民への周知の方法
着手の届出	土地の埋立て等に着手したとき、10日以内に届出。
展開検査と報告	搬入車両ごとに土砂等を展開し、土壌汚染のおそれがある物の混入等がないことを目視検査。3箇月毎に展開検査の結果を市に報告。
土壌調査と報告	3箇月毎に土地の埋立て等を行った区域の土壌の埋立基準への適合状況を調査。土壌調査の結果を市に報告。
施工管理者の設置	生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理者を設置。
標識の掲示	埋立て等区域等に許可内容を記載した標識を掲示。
帳簿の作成	埋立て等区域に土砂等を搬入する作業を行う日ごとに、搬入車両ごとの土砂等の数量、展開検査の結果等を記録。
書類の備付け及び閲覧	帳簿、市に提出した許可申請書・各種届出・報告書等を事務所等に備付け。周辺住民等の求めに応じて閲覧。
完了等の届出	土地の埋立て等を完了、廃止、休止又は再開したとき、遅延なく届出。

○無許可の場合や許可基準に違反した場合は

行為者やその行為を要求した者、依頼した者、唆した者、助けた者は、停止命令、土砂等の除去命令等を受けます。無許可行為や命令に従わない場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

3 土砂等搬入禁止区域の指定

○土砂等搬入禁止区域とは

3,000㎡以上の土地の埋立て等で、これを継続することで、災害の発生により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等区域及びその周辺の土地を、6箇月以内で期間を定めて、「土砂等搬入禁止区域」に指定することがあります。また、指定した理由がなくなる場合、さらに6箇月以内で指定期間を延長することがあります。

土砂等搬入禁止区域には、何人も土砂等の搬入を行ってはけません。

○指定された区域や期間を知るには

指定された区域や期間に関する周知は、市役所及び区役所の掲示場への掲示等により行います。

○違反した場合は

行為者は、6箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

4 災害防止措置を求める勧告制度（500㎡以上等の土地の埋立て等）

○災害防止措置を求める勧告制度とは

500㎡以上又は高さ1m以上の崖（勾配30度を超えるもの）を生じる土地の埋立て等で、災害の発生により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合、行為者やその行為を要求した者、依頼した者、唆した者、助けた者の他、不適正な埋立て等が行われていることを知りながら災害の発生を防止するために必要な是正措置を講じない土地所有者（占有者、管理者を含む。）に対し、災害防止措置を求める勧告を行うことがあります。

許可対象とならない土地の埋立て等を行う場合であっても、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生しないよう許可の基準を遵守してください。

また、土地所有者（占有者、管理者を含む）は、日頃から、不適正な埋立て等が行われることのないように努め、万一、災害が発生するおそれのある土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、土砂等の除去等、災害の発生を防止するために必要な是正措置を講じなければなりません。

○勧告に従わない場合は

勧告の内容、氏名等を公表することがあります。

【お問い合わせ先】

○技術上の基準，条例上の手続等に関すること（許可申請・届出提出先）

京都市都市計画局 都市景観部 開発指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所分庁舎 2 階）

TEL：075-222-3558

○埋立基準，土壌調査の方法に関すること

京都市環境政策局 環境企画部 環境指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所本庁舎 1 階）

TEL：075-222-3955

○土砂等への廃棄物の混入等に関すること

京都市環境政策局 循環型社会推進部 廃棄物指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（市役所本庁舎地下 1 階）

TEL：075-222-3957



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。

コミュニティ回収や古紙回収等にお出してください。



発行：京都市都市計画局都市景観部開発指導課 令和3年4月
京都市印刷物第 034017 号